

監理技術者の兼務と監理技術者補佐について

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、**監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。**

なお、特例監理技術者が**兼務できる工事現場数は2**とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）
（監理技術者制度運用マニュアルより抜粋）



監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補※）**又は**一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。（監理技術者制度運用マニュアルより抜粋）